

西湖漁業協同組合内共第15号第五種共同漁業権遊魚規則

(目的)

第1条 この規則は、西湖漁業協同組合(以下「組合」という。)が免許を受けた内共第15号第五種共同漁業権に係る漁場(以下「漁場」という。)の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物(ひめます、わかさぎ、ふな、こい、うなぎ、おいかわ、うぐい及びおおくちばすをいう。以下同じ。)の採捕(以下「遊漁」という。)についての制限に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(遊漁料の納付義務)

第2条 魚場区域内において、竿釣りによる遊漁をしようとする者は、あらかじめ第4条の規定による遊漁料を納付しなければならない。

(遊漁についての制限)

第3条 遊漁者は山梨県漁業調整規則の規定を遵守するとともに次の表のア欄に掲げる魚種については、イ欄に掲げる漁具・漁法により、ウ欄の区域内で、エ欄の期間中で、オ欄の尾数以内でなければ遊漁してはならない。

ア 魚種	イ 漁具・漁法	ウ 区域	エ 期間	オ 尾数
ひめます	竿釣り (ひめます釣りは一人竿5本までとする。又、ひめます、わかさぎ以外の胴付き釣り仕掛け、並びにまき餌の禁止。)	禁漁区域を除く 全 域	3月1日～5月31日	30尾
わかさぎ			9月1日～12月31日 の間で組合が提示する期間 (遊漁時間は組合が提示する時間)	(ひめます)
こい ふな うぐい うなぎ	竿釣り (まき餌の禁止およびワーム類で下記欄外に示すとおりの内容について使用を禁止。) (餌釣り(ムーチング)の禁止。)	禁漁区域を除く 全 域	3月1日～12月31日の間で組合が提示する 期間(遊漁時間は組合が提示する時間)	
おおくちばす				
おいかわ	竿釣り (まき餌の禁止。)		6月15日～12月31日の間で組合が提示する期間(遊漁時間は組合が提示する時間)	

イ漁具・漁法のワーム類の内容

①軟質プラスチック製疑似餌及び合成素材付け餌

②上記のうちスピナーベイト、ラバージグ、ポークリンド(天然素材のものは除外)

2. ひめます湖畔回遊の時期3月20日～5月31日まで岸からのひめます釣り(岸からのボートでの釣りも含む)は禁止とする。

2項 禁漁区域

魚 種	場 所	期 間
ヒメマス・ワカサギ	西湖コマ形浜から長崎の突端までの間	3月1日～同年12月31日まで
全 魚 種	組合が指定した保護区全域	3月1日～同年12月31日まで
全 魚 種	富士河口湖町西湖字駒形、漁協人口河川左右 25m沖合30m	9月1日～同年12月31日まで (組合が提示する期間)

第4条 第2条に掲げる漁具・漁法を使用して遊漁する場合で組合事務所(西湖2243-1番地)又は別表に定める場所において納付するときの遊漁料(表中「前売り」という。)及び遊漁する場所において漁場監視員に納付するときの遊漁料(表中「現場売り」という。)は次表のとおりとする。

魚 種	漁具・漁法	期間	遊漁料(消費税込み)	
			前売り	現場売り
ひめます わかさぎ	竿 釣	1 日	1,700円	3,500円
ふな こい おいかわ うぐい おおくちばす	竿 釣	1 日	700円	1,200円
		1年	7,000円	

2 次表の左欄に掲げるものの遊漁料は前項の規定にかかわらず次表右欄のとおりとする。

小 学 生	無 料
中 学 生	1/2
肢体不自由者	1/2
女 性	1/2

3 次表のア欄に掲げる漁場区域において、イ欄の水産動植物を、ウ欄の漁具・漁法を使用して遊漁する場合の1年あたりの遊漁料は第1項及び第2項の規定にかかわらず、エ欄のとおりとし、この遊漁料は山梨県漁業協同組合連合会(以下「県漁連」という。)(敷島町牛匂518-1番地)又は県漁連の指定する場所においてあらかじめ納付するものとする。

ア. 漁場区域	イ. 魚種	ウ. 漁具・漁法	エ. 遊漁料(消費税込み又は税別)
西湖全域 (禁漁区域を除く)	こい ふな おいかわ うなぎ うぐい おおくちばす	竿 釣 り	25,000円

(遊漁承認証に関する事項)

第5条 組合は、第2項の遊漁料の納付を受けたときは、別記様式1-(1)の遊漁承認証(以下「遊漁承認証」という。)を交付するものとする。

2 県漁連は第2条の遊漁料の納付を受けた時は、別記様式1-(2)の共通遊漁承認証(以下「共通遊漁承認証」という。)を交付するものとする。

3 遊漁承認証及び共通遊漁承認証は他人に貸与してはならない

(遊漁に際し守るべき事項)

第6条 遊漁者は遊漁をする場合には、遊漁承認証または共通遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

4 オオクチバスを生かしたまま、西湖から持ち出してはならない。

(漁場監視員)

第7条 漁場監視員は、この規則の励行に関して必要な指示を行うことがある。

2 漁場監視員は、別記様式2による漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する帽子を装着するものとする。

(違反者に対する措置)

第8条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、

又は以後のその者の遊漁を拒絶することがある。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しは、しないものとする。

附 則

この規則は行政庁の認可のあった日(令和6年3月29日)から施行する。

別表 第4条第1項に定める前売り遊漁料の納付場所

西湖漁業協同組合釣り券販売所

住 所	屋 号
富士河口湖町西湖畔	西湖レストハウス
富士河口湖町西湖畔	樹海荘
富士河口湖町西湖畔	観岳園キャンプ場
富士河口湖町西湖畔	西湖ノームキャンプ場
富士河口湖町西湖畔	丸美
富士河口湖町西湖畔	山路
富士河口湖町西湖畔	白根
富士河口湖町西湖畔	湖畔キャンプ場
富士河口湖町西湖畔	西の海キャンプ場
富士河口湖町西湖畔	浜の家キャンプ場
富士河口湖町西湖畔	松屋
富士河口湖町西湖畔	サンレーク
富士河口湖町西湖畔	紅葉台キャンプ場
富士河口湖町西湖畔	青木ヶ原
富士河口湖町西湖畔	ピカ
富士河口湖町西湖畔	西湖津原キャンプ場
富士河口湖町西湖畔	自由キャンプ場

なお、この表に定めるもののほか「西湖漁業協同組合 遊漁承認証販売所」の幟旗(白地に赤字)の立つ所も納付場所とする。

様式1-(1) 遊漁承認証

表

裏

遊 漁 承 認 証 No	
下記のとおり遊漁を承認します。	
記	
遊 漁 者	(住所)
	(氏名) (年齢)
承認期間	
魚種	
遊漁区域	
遊漁料	
発行者	
西湖漁業協同組合 印	

(注意事項)
①組合及び取扱者の印なきものは無効とする。
②釣について竿2本以内とする
③この券の貸借は厳禁します。 もし貸借したことが判明したときは没収します。
④協同組合の組合員又は関係公務員の要求のあったときは本券を提示下さい。
⑤その他、山梨県漁業調整規則をお守り下さい。 もし違反したときは、懲役、罰金、拘留又は科料に処せられます。
⑥遊漁中の事故については一切責任負いません。
⑦オオクチバスを生きたまま西湖から持ち出してはならない。

様式1-(2) 共通遊漁承認証

氏名		住所		県下共通遊漁承認証		No		
才				5	4	3	2	1
				遊 漁 料	遊 漁 区 域	漁 具 漁 法	魚 種	承 認 期 間
				年度	魚種	写真		
				山梨県漁業協同組合連合会		印		

様式2

漁場監視員証	
第	号
住所	
氏名	(年令)
令和	年 月から
令和	年 月まで有効
<div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 100px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;">写真</div>	
西湖漁業協同組合	印

漁場監視員講習会終了証
